

分権時代の新たな行政システムをめざして
— 大阪府行政改革大綱 —

平成 8 年 1 月

大 阪 府

目

次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| I. 基本的な考え方 | 2 |
| II. 組織・機構について | 9 |
| III. 行政運営体制について | 13 |
| IV. 事務事業について | 18 |
| V. 信頼される府政づくりについて | 26 |
| VI. 分権時代にふさわしい府と市町村との関係について | 30 |
| 実施項目等一覧 | 33 |

はじめに

大阪府を取り巻く社会経済環境が変化する中で、本府が時代の要請に応えるためには、日々新たな自己改革が必要である。

昭和57年4月には、大阪府行政改革推進本部を設置し、行政改革に向けての全庁的な取り組み体制を整備した。この下で、昭和59年3月と昭和60年3月に、二次にわたる行政改革大綱を策定し、組織機構の改革、事務事業の見直し、事務改善等を推進してきたところである。

その後10年が経過し、この間社会経済環境が大きく変化する中で、あらためて府政運営のあらゆる分野において総点検を行い、行財政運営基盤の再構築を図る必要が生じている。

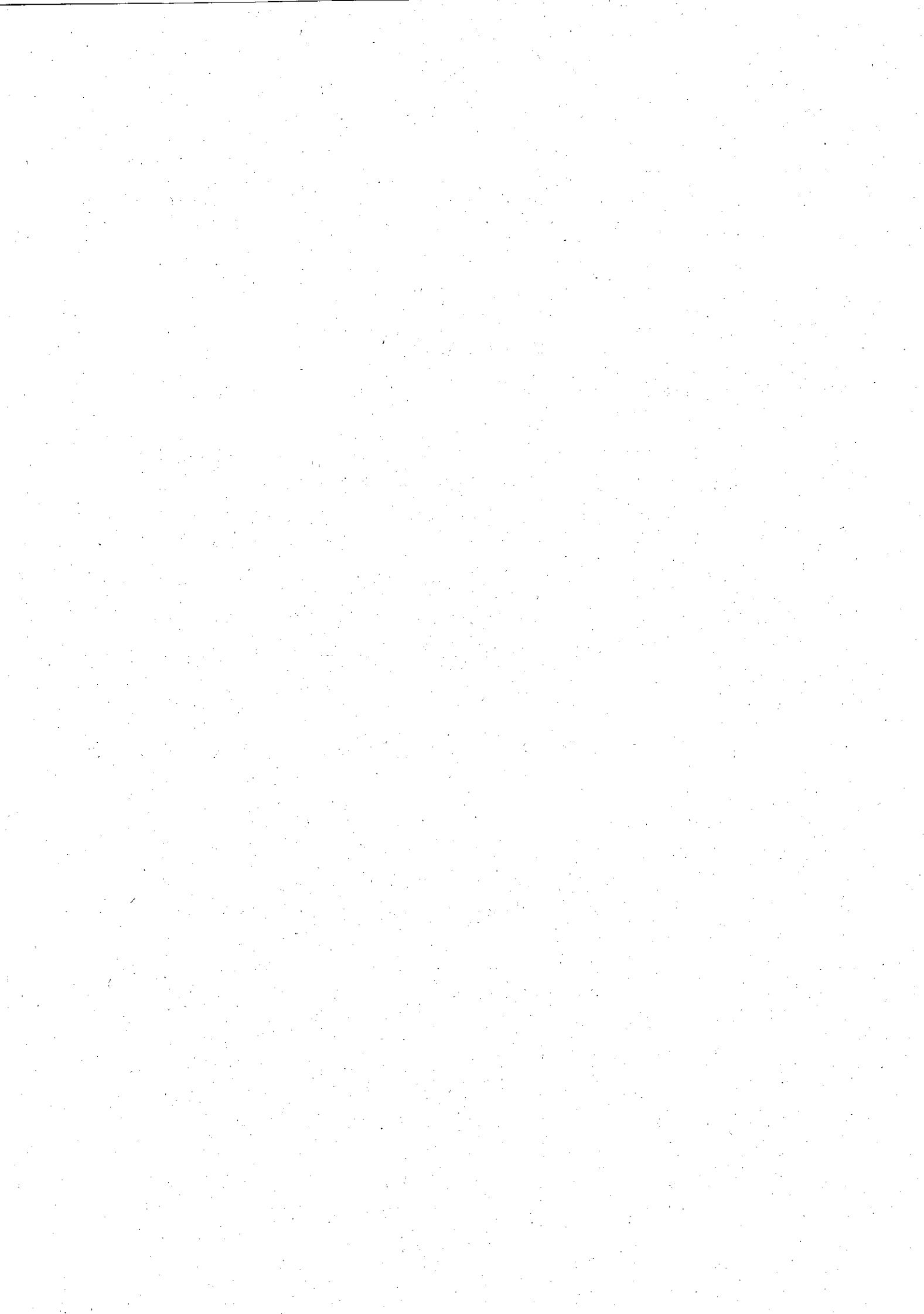
このため、全庁的なワーキング・グループを設け検討を進めるとともに、昨年7月には各界各層で活躍されている方々からなる「分権時代の新たな行政システムを考える懇話会」を設置し、ご意見、ご提言をいただき、さらに検討を行ったところである。

この「分権時代の新たな行政システムをめざして一大阪府行政改革大綱一」は、こうした検討の結果を取りまとめたものであり、原則として、平成7年度から9年度の3ヵ年の間において実施するものである。

これらの改革の実施にあたっては、痛みを避けて通ることはできないが、府民をはじめ関係各方面の理解と協力を得ながら、共に困難を乗り越え明日の大坂を築いていく必要がある。

また、職員の勤務条件に関する事項については、今後、関係団体と協議を進めていく。

今後、本大綱において示した考え方に基づき、さらに新たな課題についても検討を進め、行政改革の推進に全力をあげて取り組むものである。



I. 基本的な考え方

1. 大阪府を取り巻く状況

戦後50年となる今日、府政を取り巻く環境はかつて経験したことのないほど急激な変化を遂げている。

(1) 社会状況の変化

今日わが国においては、出生率の低下の中で急激な高齢化が進行し、また、国際化の進展の中でそれぞれの地域が直接、諸外国と交流し、相互の信頼を深めることが必要となっている。さらに、情報化、技術革新の急速な進展が、府民の生活様式にも様々な変化をもたらすなど、本府を取り巻く社会状況は大きく変化している。

このことによって、府民ニーズも一層多様化、高度化しており、あらためて、本府の果たすべき役割が問われている。

(2) 地方分権の推進

地方分権の推進が現実の課題となっているが、分権時代においては、地方自治体は、その施策選択の幅が広がる一方、従前にも増して自主性、自立性を發揮し自己責任の原則に立って、行財政運営を行わなければならない。特に、市町村が基礎的自治体として住民の身近な行政を担うという役割が明確であるのに比して、広域自治体としての本府がどのような役割を担っていくべきか、その真価が問われることとなる。

(3) 経済構造の変化

バブル経済崩壊後、わが国は、長期にわたる景気の後退を経験し、今後も、先行きの予測は困難ではあるが、これまでのような右肩上がりの経済成長は当分望み得ない状況となっている。

こうした中で、厳しい経済環境に悩む大阪産業の活力を取り戻すための取り組みを進めるとともに、従来のような税収の伸びが期待できない中での行財政運営のあり方が問われている。

2. めざすべき府政のあり方

本府を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中で、変化に柔軟かつ的確に対応しつつ、府民の負託に応えた府政運営を進めていかなければならない。

そのためには、住民に最も身近な自治体である市町村と連携しながら、府民の生活実感や地域の実情に応じた施策を展開し、府民一人ひとりが大切にされる心豊かに暮らせる都市をつくっていく必要がある。

また、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな行政課題に対して国による全国一律の対応に甘んじるのではなく、変化を先取りする視点をもって、先進的、創造的に取り組む役割を担っていかなければならない。

さらに、広域自治体として、近隣の府県とより一層、連携、協調して世界都市関西のさらなる発展や震災からの復興と災害に強い圏域づくりを進めていくことが重要である。

同時に、大都市圏域の総合行政体として、大都市圏特有の困難な諸課題に対応するため、民間や市町村等と協力してより高次の地域運営を行えるようコーディネーターとしての機能を発揮する必要がある。

このような本府に課せられた諸課題に対応していくためには、漫然と従来の延長線上で府政運営を行うのではなく、行財政運営基盤を再構築し、時代の要請に応えうる府政を確立していかなければならない。

(1) 新たな行政課題に対応しうる力強い府政の確立

21世紀に向けた新たな行政課題に対応し、府政の積極的な展開を図

るため、時代の変化に敏感かつ柔軟に対応するとともに、時代の求め
る施策に思い切って財源や人材を投入できるよう一層の体質強化を図
らなければならない。

(2) 分権時代にふさわしい府政の確立

地方分権の推進のため積極的な役割を果たすとともに、自らも分権
の担い手として、一層の能力の向上を図り、自主性、自立性を発揮し
なければならない。

また、分権時代にふさわしい府と市町村との関係を確立しなければ
ならない。

(3) 簡素で効率的な府政の確立

限られた財源と人材を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙
げ得るよう、従前にも増して簡素で効率的な行財政運営を行わなけれ
ばならない。

3 行 政 改 革 の 視 点

力強い府政の確立、分権時代にふさわしい府政の確立、簡素で効率的
な府政の確立を図っていくためには、以下の視点に立って、行財政運営
のあらゆる分野において総点検を行わなければならない。

(1) 自ら企画・立案し実施する府政へ

分権時代の実現を図るためにも、本府自らが従前にも増して自己責
任の原則に立って、府民ニーズを把握し、それに応える施策を企画・
立案し執行するように努める必要がある。

(2) 府が担うべき役割の明確化と新たな協働関係の確立

社会経済環境が大きく変化する中で、従来担ってきた役割を当然視するのではなく、21世紀において府は何をなすべきかの視点に立って、国や市町村及び民間との関係において府の役割を明確にする必要がある。さらに、複雑多様化する府民ニーズに的確に応えるためには、行政のみが全ての分野にわたって直接的にサービスを提供するのではなく、社会的な課題に取り組む府民の自主的・主体的な活動と協働していくことがますます重要となっている。

(3) 総合性の確保

より効果的、効率的な施策展開を図るため、地域の総合行政体として国の縦割り行政の弊害をできる限り排除するとともに、府自らも施策の重複や不整合のないよう総合性の確保に努める必要がある。

(4) 変化への対応

社会経済環境の変化やそれに伴う府民ニーズの変化に的確に対応し最も効果的な施策の展開を図れるよう、限られた財源や人材を重点的機動的に配分していく必要がある。

(5) 府民に分かりやすく信頼される府政へ

府民に分かりやすく信頼される府政を確立するため、行政の透明性、公正性を高めるとともに、府民サービスの一層の向上を図る必要がある。

4 行政改革を進めるために

行政改革の着実の推進によって、分権時代にふさわしい行政システムを確立していくためには、組織・機構や事務事業の見直しなどにより、

行財政運営基盤を再構築するとともに、国と地方との関係を抜本的に改革する地方分権の実現と、分権時代を担う職員の意識改革が必要である。

併せて、現在、極めて深刻な状態となっている財政状況から脱却することが必要であり、このことを抜きにして新たなステップに踏み出すことはできない。

(1) 国と地方との関係の抜本的改革

わが国の地方制度は、明治以来 100年の歴史を積み重ね、戦後の改革からも半世紀が経過し、今日、その抜本的な転換が求められている。昨年5月には、地方自治体の長年の念願であった地方分権推進法が制定され、本格的な検討が進められている。

地方自治体が、その本来の役割を担っていくためには、地方分権の実現が不可欠であるが、とりわけ今日、本格的な高齢社会の到来など社会経済環境の変化の中で、活力ある地域社会を形成し、真に豊かな生活を実現するためには、地方自治体が地域の実情に応じた施策を自ら主体的に判断して、企画、立案、実施できる体制の構築が必要となっており、地方分権の実現が急務の課題となっている。

また、本府が現実に即した行政改革を進めていくためにも、国の全国一律の関与が大きな阻害要因となっている。

このため、本府は、これまででも地方分権の推進に積極的に取り組んできたところであるが、今後とも、次の諸点について、国に対して働きかけるなど、真に実効ある地方分権の実現に向けた取り組みを進めなければならない。

- 地域に係る行政は、地方自治体が責任を持って主体的に取り組めるよう、まちづくりや地域福祉に関する権限を大幅に地方に移譲すること。
- 国と地方を合わせた租税収入総額のうち、地方税の割合は、約37%であるのに対し、歳出総額のうち、地方の割合が約65%を占めて

いる。このように、地方自治体の歳出と地方税収入が大きく乖離しているため、地方自治体の自主性・自立性が損なわれることとなっている。このため、地方税財源の抜本的な充実強化を図ること。

- 機関委任事務制度については、地方自治体の自主性・自立性を損ねるとともに、行政責任の所在を不明確にするなどの問題があることから制度そのものを原則的に廃止すること。
- 地方自治体の自主性・自立性が十分に発揮できるよう、3000件を超す国の関与を極力廃止し、必要最小限度のものとすること。
- 地方自治体が効率的な行政運営を行っていくため、全国一律の必置規制や資格規制を原則的に廃止するなど、行政組織の運営等については、自己責任の原則により自立的に行えるようにすること。
- 国と地方の事務配分の見直しに伴い、国の出先機関の整理・統合を推進するとともに、地方事務官制度は廃止し、その身分を地方に移管すること。

(2) 意識改革

行政改革を進めるにあたっては、組織風土と職員の意識の改革が不可欠である。

府民の信頼と負託に応えるためには、前例踏襲主義や消極的発想を克服し、常に新しい課題に挑戦する気概を持ち、府民の視点を忘れず、絶えざる自己変革に取り組むなど、組織全体が改革に向けて前向きに取り組む風土を醸成する必要がある。

また、府民の多様なニーズに的確に応えうる施策を自主的に展開することが求められる分権時代の担い手として、職員一人ひとりが、地方行政を先導的に推進する幅広い視野と創造的な発想を持つことが求められている。

(3) 厳しい財政状況からの脱却

近年の本府財政は、長期にわたる景気低迷の影響を受けて、法人関

係税が大幅に落ち込み、経常収支比率（府税、地方譲与税などの経常、的な一般財源が人件費や公債費などの経常的経費に充当される割合）が100を超える全国ワースト1となるなど、かつてない厳しい局面を迎えており、平成8年度予算の編成においても、府税収入の低迷が続くと予想され、大幅な財源不足が見込まれる。このような状況の下、人件費や公債費を中心とした義務的経費の増嵩に加えて、高齢社会への対応や生活関連社会資本の充実といった財政需要に応える必要があることから、今後とも厳しい財政運営を余儀なくされるものと考えられる。

このため、国に対し、地方税財源を抜本的に充実強化し、地方財政基盤を確立することや大都市圏特有の行政需要に十分に対応することを強く要請するとともに、本府としても税源の涵養、法人二税の超過課税の延長を検討するなど、歳入確保に最善の努力を払う必要がある。

さらに、このような中長期的視点に立った努力を行う一方、当面の厳しい財政状況を克服するため、府県行政の役割並びに費用対効果等の観点から、あらためて施策の総点検を行い、徹底した歳出削減に取り組むなど歳出構造の転換を図る必要がある。

こうした努力を抜きに、めざすべき新たな府政を確立することはできない。

II. 組織・機構について

1. 組織・機構

本府においては、従来から新たな行政課題や府民ニーズの変化に対応するとともに、簡素効率化の観点に立って組織の再編や見直しを逐次実施してきたところである。

しかしながら、本府を取り巻く社会経済環境が大きく変化しつつある中で、今後の府政の課題に的確に対応し、新しい時代への道筋を確かなものとするため、以下の視点に立って組織機構の再編整備を行う。

(1) 府政の総合性の確保

国の縦割り行政の弊害をできる限り排除し、分権時代にふさわしい地域の総合行政体として、総合的な施策展開ができるよう組織機構を見直す。

(2) 新たな行政課題への対応

高齢化、少子化等の社会経済環境や住民ニーズの変化に伴う新たな行政課題について、的確に対応できるよう組織機構を見直す。

(3) 簡素で効率的な組織体制

限られた財源や人材を活用して、最も効果的・効率的な施策展開が図れるよう組織機構を見直し、簡素で効率的な組織体制の整備に努める。

2. 外郭団体

多様化、高度化する府民ニーズに効果的、効率的に応えるため、民間との柔軟な連携と相互理解の下に府政の各分野にわたって、府が出捐、出資し、外郭団体を設置しているところである。

外郭団体の適正な運営を確保することは、本府の行財政運営にとっても重要であることから、平成4年度に外郭団体の運営等に関する指導調整基準を制定し、出資法人監理委員会を設置したところであるが、さらに、社会経済環境の変化に対応したあり方を検討するため、以下の視点に立って、統廃合等の検討を行うとともに、組織の活性化を図るための取り組みを進める。

- (1) 当該法人が、その事業目的を概ね達成したとみられるもの又は事業目的そのものが社会的ニーズを失っているものは廃止する。
- (2) 類似の事業主体が類似の事業を行っている場合は、人材、情報等を有効に活用するため、統合等によって管理中枢部門の合理化等を図る。経営的には事業部制を導入し、収支を区分することによって各法人の個別事業に対応する。
- (3) 事業規模が小さく管理コストによって収支が大きく圧迫されるなど独立法人体としての実質的意義の薄い法人は、廃止又は類似法人との統合等を行う。
- (4) 社会経済環境の変化による構造的要因等によって経営の健全化が確保できない法人は、その原因等の調査・分析を踏まえ廃止を含めた抜本的見直しを図る。

また、経営の効率化を図るために役員の報酬制度のあり方について検討を行うとともに、組織の活性化を図るために役職員の能力開発を効果的に行っていく。

3. 附属機関

附属機関については、府政への専門的知識の導入、公正の確保及び府民の意見の反映という設置目的が十分に達成されるよう、運営のあり方について検討を進めるとともに、簡素効率化の観点から絶えず必要性について見直しを行う。

(1) 次の視点から運営の活性化を図る。

- ・ 広く府民の意見を反映するよう、女性委員の登用拡大をはじめ、各界各層から人材を登用する。
- ・ 同一人に多数の委員を委嘱したり、長期にわたって委嘱することは、原則として避ける。
- ・ 本府職員は、特別の理由がない限り委員としない。
- ・ 会議の公開にあたっては、「会議の公開に関する指針」に基づき適正な運用を図る。

(2) 次の視点から廃止又は統合を検討する。

- ・ 社会経済環境の変化等により設置の必要性のなくなったもの。
- ・ 活動状況が著しく不活発なもの。
- ・ 審議内容が単なる意見の聴取、あるいは意見交換程度のもの。
- ・ 設置目的の類似するもの又は審議事項の重複するもの。

<実施項目>

①組織・機構

- 8年度に実施するもの 12項目
○ 今後、引き続き検討するもの 11項目

②外郭団体

- 7年度中に統廃合等を行うもの 11項目
○ 8年度以降に統廃合等を行うもの 2項目
○ 今後、引き続きあり方を検討するもの 4項目
○ 活性化に向けた取り組み 4項目

③附属機関

- 統廃合を行うもの 2項目

合計 46項目

III 行政運営体制について

1. 定数管理

(1) 一般行政部門

定数管理については、今後の本府の行政需要の動向等を勘案しつつ、一層の適正化を図ることとし、次の諸点に留意した計画的な定数管理を実施する。

① 既存部門の人員の削減

既存部門の人員については、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、事務処理方法の改善等を推進し、積極的な見直しを図る。さらにこれらを見直しの徹底を図るため、平成8年度については、各所属単位または部局単位において、平成7年度定数の2%を目途に減員を行うこととする。今後とも、このような手法の効果を踏まえ、既存部門の人員の見直しを進める。

② 新規施策にかかる人員の配置

新たな施策選択を行うにあたっては、定数適正化の観点からも十分分配慮じ、極力増員の抑制を図ることとし、必要な要員は上記の既存部門の減員により確保した要員を再配置する。

③ 効率的・効果的配置の推進

組織間の連携や応援の強化等について検討を進め、職員の効率的かつ効果的配置を推進する。

④ 民間活力の導入

業務の実態等を踏まえ、民間活力の導入を推進する。

⑤ 職員派遣のあり方の検討

府の関連団体等への職員派遣について、府の業務との関連性等に考慮しつゝ、そのあり方について検討する。

- ⑥ 新たな再任用制度を視野に入れた定数管理のあり方の検討
再任用制度導入をにらみ、高齢職員活用の視点を踏まえつつ、適正な定数管理のあり方について検討する。

(2) 警察部門

年々増加する警察事象に対応するため、組織・人員の効率的運用、業務の合理化、民間能力の活用及び職員の資質の向上を図りつつ、治安情勢の推移を見極め、適正な定数管理に努める。

(3) 教育部門

教職員定数については、法令及び国の教職員配置改善計画（小・中：第6次 高：第5次）を踏まえ、「個に応じた教育」への質的転換期であることを十分勘案しながら、児童・生徒数の減少傾向に応じた適正な定数管理に努める。

2. 人事・給与管理

高齢化をはじめ、国際化や技術革新、情報化といった社会の質的变化やこれに伴う住民意識の変化は、一層進むものと考えられ、行政の領域においてもこうした変化への対応が課題となっている。

今後、このような課題に対応し、分権時代にふさわしい執行体制を確保するためには、公務能率の一層の向上を図るとともに、限りある人材を有効に活用し、最大の行政効果をあげることを重視した人事管理をさらに進めていくことが必要である。

また、高齢化が急速に進展する中で、高齢者の就業意欲に応えつつ、その豊かな経験や知識を積極的に活用していくことは、公務部門においても重要な課題である。本府においても、「高齢対策」の検討を行うとともに、バランスのとれた職員年齢構成を維持し、組織全体としてのマンパワーの向上に努めていかなければならない。

以上の認識に立ち、従来の人事管理にとらわれない多様かつ柔軟な人事管理システムや職務執行体制の改善について検討を行う。

また、給与管理については、職員の年齢構成の高齢化の課題等を踏まえ、国及び他府県の動向に留意しながら、中長期的な給与制度のあり方について検討を行うとともに、職員の勤労意欲の高揚につながる制度運営に努める。

3. 能力開発

社会経済環境の変化に機敏に対応し、総合性を確保しつつ府政を推進するためには、その担い手である職員の能力開発が不可欠である。また、行政効果を最大限に高めていくためには、職員の適性の幅を広げ、一人ひとりの能力を十分発揮させながら行政の効率性を高めることとあわせ、分権時代をリードできる政策形成能力などの高度な知識や技能の開発を進めていくことが重要である。

このような点を踏まえ、職員の能力開発をより効果的に進めるため、次の視点から見直しを行う。

(1) 職員研修の充実

研修機会の均等化や専門能力の育成、研修と人事の連携強化の視点を踏まえ、職員研修の充実を図る。

(2) 職場研修の活性化

日常業務を通して計画的に職員に職務遂行能力を体得させ、自主研修意欲を高揚させながら人材の育成を進めるため、職場研修の活性化を図る。

- (3) 人材養成推進体制の整備・充実
- 全般的な人材養成推進体制の整備及び職員研修所の機能強化を推進する。

4. 事務改善

府民ニーズの多様化、高度化に対応し、施策をより効果的かつ効率的に実施するためには、簡素で合理的な事務処理体制を整備する必要がある。そこで、次の項目に重点を置き、総合的、計画的な視点から、事務改善の取り組みを行う。

(1) 事務の効率化

現行の事務処理方法について、簡素効率化の視点から全般的に見直しを行い、より効率的、迅速に事務処理を行うための改善を推進する。

(2) 事務の標準化

正確かつ迅速な事務処理を行うため、事務を標準化し、事務処理方法等についてのノウハウの蓄積や情報の共有化を推進する。

(3) 事務・権限の再配分

現行の事務分担や権限の配分について、効率性や合理性の視点から見直しを行う。

(4) 執務環境の改善

効率的な事務処理を行うための執務環境の改善について、長期的視点から検討を行う。

(5) 事務改善推進体制の整備

事務改善の推進に向け、職員参加や実践性の確保の視点から、推進体制の整備について検討する。

<実施・検討項目>

| | |
|-------------------|-------|
| ①定数管理 | 1 項目 |
| ②人事給与管理 | 5 項目 |
| ③能力開発 | |
| (1)職員研修の充実 | 7 項目 |
| ・階層別研修の充実（3項目） | |
| ・専門研修の充実（3項目） | |
| ・自主研修の支援（1項目） | |
| (2)職場研修の活性化 | 2 項目 |
| (3)人材養成推進体制の整備・充実 | 2 項目 |
| ④事務改善 | 11 項目 |
| 合計 | 28 項目 |

IV. 事務事業について

1. 基本的な考え方

高度経済成長期においては、税の自然増収による財源をもとに、上乗せ、横だし施策を含め、他府県に比して、種々の施策を先駆的に取り組み、厚みのある事務事業を実施してきた。

また、近年は、主として都市・産業基盤の整備にあたり、民間の持つ知識・情報、ノウハウ、資金などを活用して公共目的を達成するいわゆる民活事業も積極的に実施してきた。

しかしながら、経済の低成長が常態化する一方、高齢社会の到来や家族機能の低下などに伴い、社会的ニーズが増大する中で、現下の厳しい財政状況を踏まえ、あらためて、行政の守備範囲と府県の果たすべき役割を確認しつつ、厳しい施策選択を行う必要がある。

そのためには、絶えず全ての施策について総点検を行い、翌年度の予算編成に反映させなければならない。なお、当初予算は通年予算であることを徹底し、9月補正予算は、国の補正予算に伴うものや災害復旧等に限定して編成することとし、従来9月補正予算編成にあてていた期間に、施策についての総点検や新年度予算編成にあたっての主要項目の検討などを実施することとする。

2. 見直しの基本視点

経常収支比率が100を超えるという厳しい財源制約の中で、府民福祉の向上に努めるには、府民ニーズを的確に捉えた、不断の事務事業の見直しが欠かせない。

例えば、個人的給付事業については、その創設時との社会経済環境の変化や今日的な事業効果、意義を踏まえつつ、その自立促進や処遇向上につながる施策への転換が求められる。

本大綱においては、

- (1) 社会経済環境の変化を踏まえ、府が実施することが最も適当であるか。（妥当性）
- (2) 最少の経費で最大の効果が得られる執行方法が採られているか。
(効率性)
- (3) 他府県に比べて施策水準が著しく均衡を失していないか。
(均衡性)
- (4) 継続的事業については、社会経済環境の変化にもかかわらず、漫然と従来どおり実施していないか。（惰性の排除）
- (5) 奨励的施策については個人、団体を問わず、自立的活動に資するよう作用しているか。（自立性）
- (6) サービス提供の対価として適正な負担を求めているか。（公平性）

を基本視点として、事務事業の総点検を行う。また、行政事務の遂行上、必要となる経費については、今後とも厳正な執行に努める。

3. 見直しの方策

- (1) 見直しの方策については、以下のように行う。

① 廃止・縮少するもの

事業内容が社会経済環境の変化に適合せず形骸化し、あるいは所期の目的が達成済みと認められる事業や他の事業によって行政ニ

ズをカバーする方がより効果的なもの等については、廃止する。

施策の費用対効果を勘案し、優先順位の低いものについては、廃止・縮少を行う。事業の対象となる行政ニーズが減少傾向にある事業やニーズの変化に即応せず、事業内容に精査の余地のある事業については、縮少する。

② 委託するもの

効率性、府民サービスの向上の観点から、事務事業を民間等に委託する。

③ 負担割合を改善するもの

社会経済環境の変化に即応し、公平性の確保及び資源配分の効率化の観点から受益者負担の導入や引き上げが適当である事業や、国庫補助金の導入が可能なものなどについて、負担割合の改善を図る。

④ 事務処理方法の改善

他事業への吸収、民間活力の導入、代替手段等により事務事業の新たな展開を図る。

なお、上記の観点から事務事業の総点検を行った結果、本大綱策定時までに見直しを完了したものは、次のとおりであるが、事務事業の見直しについては、今後とも、不斷に実施していくこととする。

<実施項目>

| | |
|----------------|------|
| ①廃止するもの | 35項目 |
| ②事業の縮少を図るもの | 12項目 |
| ③その他事業の吸収・統合など | 25項目 |
| 合計 | 72項目 |

(2) 施策全般にわたり、事業創設からの社会経済環境の変化や事業効果等を勘案した見直しを徹底して行うとともに、各部局における自発的な事務事業の見直し作業を促すためには、シーリングの設定も有効な方法である。このため、平成8年度においては次のようなマイナスシーリングを設定したが、今後とも、シーリングを有効に活用できるよう検討していく。

① 臨時の経費にマイナスシーリングを設定する

- ・ 単独事業の一般施策については、原則として、平成7年度9月補正後予算額の15%減（一般財源ベース）の範囲内とする。
- ・ 単独事業の建設事業については、原則として、平成7年度9月補正後予算額の10%減（一般財源ベース）の範囲内とする。

② 経常的経費のマイナスシーリングの範囲を拡大する

- ・ 従来、マイナスシーリングを行っていた「その他経費」の他、「準義務的経費」についても、平成7年度当初予算額の95%（一般財源ベース）の範囲内とするマイナスシーリングを設定する。

(3) 7年度の事務事業についても、事業の効果に支障を及ぼさないよう配慮しながら、できうる限りの節減を図るものとする。

また、事務事業の節減分については、可能なものから2月補正予算で減額していく。

（7年度の事務事業の節減予定額 約25億円）

(4) なお、以上のような徹底した事務事業の見直しを行うことにより、府民の新たなニーズに対応することができるよう施策の再構築を図るものとする。

4. 主要プロジェクトの見直し

主要プロジェクトについては、府民福祉の向上と大阪の発展のためにその計画的な推進を図っているところである。（別紙参照）

しかし、現下の深刻な財政状況の下、すべての施策について総点検を行う必要があることから、主要プロジェクトについても、以下の観点に立って見直しを行う。

(1) 都市基盤整備に関する主要プロジェクト

- 道路、河川、公園、上・下水道、府営住宅、農業基盤整備などの継続的諸事業については、従前にも増して、その必要性、緊急性を十分検討のうえ、厳選して執行を行う。
その際、国庫補助事業を優先することとし、単独事業については、シーリングを設定し、より効果的な執行に努める。
- 面的開発プロジェクトや鉄道網整備については、需要の見極めと採算性の確保等の観点から事業の点検を進め、必要な見直しを行う。

(2) 主要な施設整備に関するプロジェクト

- 現有府有施設の継続的な建替事業は、緊急性等を精査し、ペースダウンを図る。
- 実施設計着手前の新規プロジェクトについては、老朽化により対応を余儀なくされるもの、府民の生命・安全に直接影響を及ぼすもの等を除き、原則として凍結する。
- 実施設計予算を計上したものについては、凍結の是否、事業着手時期の延期、事業費の抑制策を個々具体に検討する。

主要プロジェクト一覧

(別紙)

<面的開発プロジェクト・鉄道網整備>

- ・りんくうタウン
- ・国際文化公園都市
- ・コスモポリス
- ・水と緑の健康都市
- ・津田サイエンスヒルズ
- ・南河内、健康ふれあいの郷
- ・コクサイホテル地区整備
- ・大阪モノレール南々伸（門真以南）
- ・今後、第3セクター方式で実施する鉄道事業

<実施設計着手前の新規プロジェクト>

- ・芸術系大学
- ・新規青少年施設
- ・ゆとりセンター
- ・高校テクノセンター
- ・環境科学センター
- ・現代芸術文化センター
- ・南河内拠点スポーツ施設
- ・能力開発夕陽丘総合センター
- ・泉南病院
- ・庁舎警察棟
- ・地域防災拠点施設
- ・吹田養護学校

<実施設計予算を計上したプロジェクト>

- ・中河内救命救急センター
- ・こどもの城
- ・健康科学センター・成人病センター研究所
- ・狭山池ダム資料館
- ・庁舎行政棟・議会棟
- ・国際会議場

5. 府有財産（土地・建物）の有効活用

土地・建物は、施策を実施する上での物的基礎であり、その取得・運用については、長期的・総合的視点から取り組むべき重要事項である。

特に、今後の公共用地を的確に確保していくとともに、行政改革や財政収支の改善に資するためには、府有財産の効果的かつ効率的な活用を全庁的に進めていく必要がある。

これらのことから、今後の各種プロジェクトの構想・計画・実施にあたっては、部局や所轄官庁の縦割り組織の発想から脱却し、徹底的なスクラップ・アンド・ビルト並びに既存ストックの利活用、さらには市場メカニズムの活用を重視していく。

こうした基本的視点にもとづき、以下の具体的措置を講じる。

(1) 府有財産の効果的・効率的活用の推進

- 合築や高層化等により、府有財産の高度利用を図る。また、総合的な観点から各種施設を多面的に活用する。

(2) 施設整備等の全庁的・総合的取組みの強化

- 施設の整備計画等を一元的に把握・調整し、府有財産を有効に活用するため、関係部局の連携強化を図る。

(3) 売払い等の推進

- 将来において府の施策利用に資する優良な土地については、一層適正な管理・運用に努めるが、府として単独利用困難な土地については、積極的に売払い処分を推進する。
- 単独利用可能な土地にあっても、現時点で府としての利用構想や利用計画のないものについては、民間等に対して売払い等を進める。

<実施項目>

①府有財産の効果的・効率的活用を推進する 5項目

②施設整備等の全庁的・総合的取り組みを強化する 4項目

③売払い等をより一層推進する 3項目

合 計 12項目

V. 信頼される府政づくり

1. 行政手続の公正さ、透明性の確保と府民の負担軽減

地方分権の時代にふさわしい府民に信頼される府政運営を図るためには、適正な行政手続を実施し、行政の公正さ及び透明性の一層の確保に努めるとともに、社会経済環境の変化に対応して、府民に対する規制や手続を見直し、その負担を軽減することが必要となっている。

① 大阪府行政手続条例の施行

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、府民の権利利益を保護するため、条例等を根拠とする処分（申請に対する処分、不利益処分）及び届出並びに府の機関が行う行政指導に関する手続の共通事項を定めた大阪府行政手続条例を平成7年10月1日に施行した。

法律等に基づく処分等の手続を規定した行政手続法と併せ、処分の審査基準等の設定や公表、不利益処分を行う場合の聴聞等の開催、処分理由の提示、行政指導の明確化など適正な運用を行う。

② 府民負担の軽減

社会経済環境の変化を踏まえ、条例等による規制の緩和を行い、府民が行うべき手続を簡素化し、負担を軽減する。

また、行政手続法又は大阪府行政手続条例の規定に基づく審査基準、標準処理期間、処分基準及び行政指導の指針の設定、変更にあたっては、規制緩和・府民の負担軽減の観点から必要な見直しを行う。

<実施項目>

①許可等の基準、要件等の緩和

許可等の基準、要件等の緩和を行い、負担軽減を図る。

8項目

②許可等の有効期間の延長

許可等の有効期間を延長しても特段の支障がないと認められる
ものについては、その延長を行う。 5項目

③提出書類の簡素化

申請書の添付書類など提出書類の簡素化を図る。 488項目

④押印の廃止

施設利用申込書など提出書類で押印を求めているもののうち押
印が必ずしも必要でないものの押印を廃止する。 270項目

⑤郵送等による文書の受付、交付

申請書等の提出書類を郵送等により受付、また、許可証などの
文書の来庁による交付に加え、郵送等による交付を行う。

..... 77項目

⑥出先機関への権限委譲

出先機関の長等への権限委譲を行い、処理期間の短縮等を図る。

..... 2項目

⑦目的達成による条例等の廃止

適用対象の消滅や行政目的の達成等により必要性の低くなった
条例、規則等を廃止する。 11項目

合計 861項目

2. 行政の情報化

近年、情報通信技術の著しい進展とともに、それを背景とした企業活動や家庭へのパソコンをはじめとするOA機器の普及、パソコン通信、インターネット等情報通信ネットワーク利用者の増加など、社会全般にわたる情報化の急速な進展が見られる。これら情報通信技術の進展と社会の情報化の進展の成果を、行政運営の効率化・高度化や、多様化する府民ニーズに対する的確な対応に反映させるよう、「行政の情報化」を推進する。

とりわけ、今後、行政運営の一層の効率化・高度化を図るには、業務上で発生する情報の広範な共有と迅速な流通が不可欠であり、そのため、これら情報の作成、流通、保存、利用等にわたる電子化が必要である。

そこで、個人情報の保護及び費用対効果に配慮しつつ、

- 業務のシステム化の推進とそれに伴う情報の電子化の推進を図る。
- そのための環境整備として、情報の広範な共有と円滑な流通を可能とする機器及びネットワークなどの共通基盤の整備・拡充を進める。

さらに、電子化された情報を活用して

- 事務運営プロセスの効率化
- 府民に対する行政情報提供の高度化
- 行政サービス提供の効率化・高度化

を図り、府民サービスの一層の向上に努める。

＜実施・検討項目＞

①業務のシステム化の推進とそれに伴う情報の電子化の推進

11項目

②情報の広範な共有と円滑な流通を可能とする機器及びネットワークなどの共通基盤の整備・拡充

5項目

③電子化された情報を活用した事務運営プロセスの効率化

3項目

④電子化された情報を活用した行政情報提供の高度化

5項目

⑤電子化された情報を活用した行政サービス提供の効率化・高度化

1項目

合計 25項目

VI. 分権時代にふさわしい府と市町村との関係について

地方分権推進法が成立し、国から地方への分権に向けた取り組みが進められている中で、地域に係る行政は、府と市町村とが車の両輪となって自主的、総合的に実施していくため、府と市町村が分権時代にふさわしい新たな関係を確立する必要がある。

(1) 府と市町村との役割分担

分権時代にふさわしい府と市町村との新たな関係を確立するためには、府と市町村がそれぞれの機能を最大限に發揮しえるよう適切な役割分担を行っていく必要があるが、その基本的方向は次のとおりである。

(市町村の役割)

まちづくりや住民の福祉、健康、コミュニティの育成、生涯学習、地域文化の創造などの住民に身近な行政を担う。また、市町村の区域を越える広域行政についても、市町村間の協力や共同処理体制の整備による取り組みが期待される。

(府の役割)

- ・ 国と市町村、市町村間の連絡調整、市町村に対する支援
- ・ 高度の専門的知識や技術を必要とする行政課題
- ・ 大規模な事務・事業
- ・ 広域行政（主として、府全域に及ぶ広域行政及び府域を超える広域行政）

なお、役割分担の検討にあたっては、①市町村優先の原則（補完性の原則）に立つこと、②人口・組織の規模や地域の実情等の市町村の多様性を踏まえること、③役割分担を固定的に考えるのではなく、市町村の行財政能力の向上や社会経済環境の変化に応じて不断に見直すことが必要である。

(2) 府と市町村との新たな関係

このような適切な役割分担を前提に、自己責任と連携の原則に立脚した府と市町村との新たな関係を確立していく必要がある。

* 自己責任の原則

一方が他方に関与し、また、依存することなく、それぞれが自己責任の原則に立って住民ニーズに応える施策を企画立案し、実施する。

* 連携の原則

具体的の施策においては、関連するところが多いため、共に住民福祉の向上を図るという観点から、一層の連携を図り、より効果的で効率的な施策の展開を行う。

(3) 府と市町村との新たな関係を確立するために

分権時代にふさわしい新たな関係を確立するために、次の3つの取り組みを進める。

① 抜本的な改革

国、府県、市町村の役割分担を明確にし事務配分を行うことや国の方針に対する関与の縮減、地方税財政の抜本的な充実・強化を図るためにには、個々の法制度の大幅な改正が必要である。このため、府と市町村が一体となって、国に対して働きかける。

② 当面可能な改革

国における抜本的な制度改正を促す上でも、現行制度の下においても可能な改革について積極的に取り組んでいく。

そのため、国の市町村に対する関与を府の段階において総合化するよう努めるとともに、府の市町村に対する一律的な関与や指導を必要最小限にとどめるなど、市町村の自主性・自立性を尊重する必要がある。

また、地方自治法第153条2項等の規定を活用して、府から市町

村への権限移譲を進めるとともに、権限移譲に伴う必要な財源措置や市町村における事務処理体制の整備への協力が必要である。

このような改革を進めていくためには、府が一方的に改革案を策定し実施するのではなく、それぞれの市町村の実情に応じた改革を進め着実な成果を上げることができるよう市町村の自主的判断と選択に基づいて進めることが適切である。

そのため、市町村と十分に協議を行い、大阪版地方分権推進制度（仮称）を創設し、府の市町村に対する関与の見直しや市町村への権限移譲を進める。

（大阪版地方分権推進制度の概要）

- ・ 市町村において、行政課題や地域の状況等を踏まえて、権限移譲や関与の廃止、縮小等改革を必要とする項目を示す。
- ・ 市町村が示す内容に基づき、府と市町村が具体的な協議を行い実施する。
- ・ 府は、市町村における検討に資するよう、市町村に移譲することが適切かつ可能な事務やこれに伴う財源措置等について、提示する。なお、府が示す以外の項目についても市町村から提起があれば、検討を行う。

③ 連携の強化

個々の市町村と十分な連携を図るとともに、市長会、町村長会との連携を強化する。また、府が新たな施策を実施するにあたっては、今後、企画・立案の段階から連携を強化し、府と市町村との関係をより一層緊密なものとしていく。

（4）共同検討の場の設置

府と市町村との新たな関係を確立するためには、今後、府と市町村が共同して検討するための場を設けるなど、両者が共通の認識に立て検討を進めていく必要がある。

実施項目等一覧

| | |
|--------------------------|----|
| II. 組織・機構について | 34 |
| ○組織・機構 | 34 |
| ○外郭団体 | 37 |
| ○附属機関 | 39 |
| III. 行政運営体制について | 40 |
| ○定数管理 | 40 |
| ○人事・給与管理 | 40 |
| ○能力開発 | 42 |
| ○事務改善 | 44 |
| IV. 事務事業について | 45 |
| ○事務事業 | 45 |
| ○府有財産（土地・建物）の有効活用 | 59 |
| V. 信頼される府政づくりについて | 60 |
| ○行政手続の公正さ、透明性の確保と府民の負担軽減 | 60 |
| ○行政の情報化 | 65 |

II. 組織・機構について

1. 組織・機構

<実施項目>

(8年度に実施するもの)

[府民にわかりやすい府政を推進するために]

- ・ 多様な府民ニーズに迅速かつ的確に対応した広報広聴活動を開けるため、府民情報室の推進体制を整備する。

[安心して暮らせる健康・福祉社会の形成をめざして]

- ・ 府民のボランティア活動を積極的に支援するため、ボランティアに関する府内の総合調整及び普及啓発を一元的に推進する体制を整備する。
- ・ 平成9年度開催予定の第33回全国身体障害者スポーツ大会（ふれ愛びっく大阪）に備え、その体制を整備する。
- ・ 看護大学の開設に伴い、公衆衛生専門学校（保健科は9年度）、羽曳野・中宮病院附属高等看護学院、助産婦学院（9年度）を廃止する。なお、成人病センター附属高等看護学院については、今後の看護職員の需給状況等を踏まえた上で廃止する。

[地球環境の保全と快適な都市環境の形成をめざして]

- ・ 地球環境を保全し、次世代へ良好な環境を引き継ぐため、廃棄物の減量化等、総合的に取り組む体制を整備する。

[個性と創造性を育む人づくりと文化的風土の形成をめざして]

- ・ 府民ニーズに対応した生涯学習拠点として、新府立図書館（仮称）を整備するとともに、夕陽丘図書館を廃止（一部は特許情報の拠点として再編整備）し、中之島図書館を大阪の郷土資料センター的機能をもつ図書館として再編整備する。
- ・ 教育事務所を教育行政の効果的かつ実践的な指導を行う第一線の実施機関として再構築するとともに、学務課業務については、その現地性及び統一性の確保という観点から、事務処理の効率化と迅速化を図る。

[豊かな生活とそれを支える産業社会の形成をめざして]

- ・ 大阪産業の活性化に向け、社会経済環境の変化に対応した新産業育成対策や産業立地政策等の推進を図るため、商工部の再編を行う。
- ・ 国内外の特許情報を総合的に提供するため、夕陽丘図書館の特許資料部門を特許情報の拠点として再編整備する。
- ・ 農林行政の総合的な推進を図るため、地域農業改良普及センター、家畜保健衛生所、自然保護事務所、耕地事務所を、農林水産業振興ビジョンの地域区分に沿って、総合的な出先機関として再編整備するとともに、農林技術センターの試験研究と地域農業改良普及センターの普及指導を一体化した高度技術指導体制を整備する。

[世界に貢献する大都市圏の形成をめざして]

- ・ 関西国際空港全体構想及び関連事業の円滑な推進を図るため、推進体制を整備する。
- ・ 企業局の事業の進捗状況を踏まえ、部制（内陸整備部、臨海整備部）を廃止するとともに、りんくうタウン整備課と臨海事業課を再編整備する。

<今後、引き続き検討するもの>

- ・ 社会経済構造が大きく変化している状況の中で、時代の要請に応える府政運営を行うため、政策立案機能を充実強化する。
- ・ 人権尊重の時代に対応した人権関係組織のあり方を踏まえ、人権施策を総合的に実施する推進体制を整備する。
- ・ 本格的な高齢社会の到来や地域保健法の制定、新たな高齢者介護システムの検討動向等を踏まえ、保健、福祉、医療の連携を強化する体制を整備する。
- ・ 児童数の減少や児童問題の複雑多様化等、児童を取り巻く状況を踏まえ、府立養護施設のいづみ学園、菊水学園について、新たなニーズに対応した再編整備を行う。
- ・ 市町村との役割分担を踏まえ、府立精神薄弱児通園施設の百舌鳥学園のあり方を見直す。
- ・ 府立の病院における経営管理の充実強化を行うため、府立5病院の病院管理機能を一元化する。
- ・ 健千里保健医療センターについては、府の医療施策における位置付けを明確にし、所管部局の見直しを含め、その運営指導体制を整備する。
- ・ 地域保健法の制定に伴い、大阪府衛生対策審議会の答申内容を踏まえ、保健所を再編する。
- ・ 府立中宮病院の再編整備を検討する中で、府立自閉症児施設の松心園のあり方を見直す。
- ・ 労働行政（労政・労働福祉行政）を効果的に推進するため、労働事務所・本庁組織等業務執行体制を整備する。
- ・ 府立大学について、新たな時代の要請に適合する教育・研究のニーズにあった環境整備を行うとともに、簡素効率的な事務執行体制を整備する。

2. 外郭団体

○ 統廃合等を行うもの

<実施項目>

(1) 7年度中に実施するもの

- ・ 勘大阪府地域福祉推進財団と(協)厚生会の統合（実施済）
- ・ 勘大阪文化財センターと勘大阪府埋蔵文化財協会の統合
（実施済）
- ・ 勘大阪府中小企業団地開発協会と勘大阪府商工会館の統合
（実施済）
- ・ 勘大阪府私学振興会と勘大阪府育英会の事務局統合（実施済）
- ・ 勘大阪府都市整備技術センターと勘大阪府有料道路協会の統合（実施済）
- ・ 勘大阪がん予防検診センターと勘大阪成人病予防協会の事務局統合（実施済）
- ・ 勘大阪府農業信用基金協会と勘大阪府農林会館の事務局統合
（実施済）
- ・ 勘大阪府青少年活動財団と勘能勢の郷の統合
- ・ 勘大阪府農地開発公社と勘大阪府緑化・環境協会の統合
- ・ 勘大阪繊維総合研修センターの廃止
- ・ 勘OCLテクノロジーセンターの廃止

(2) 8年度以降に実施するもの

- ・ (特)大阪府職業能力開発協会と(社)大阪府職業訓練協会の統合
- ・ 勘日本民家集落博物館の統合

<今後、引き続きあり方を検討するもの>

- ・ (財)大阪産業廃棄物処理公社
- ・ (財)大阪府住宅供給公社
- ・ (財)大阪府住宅管理センター
- ・ (財)大阪府臨海センター

○ 活性化に向けた取り組み

- (1) 府が有する研修に関するノウハウの提供など、団体研修への支援に努める。
- (2) 外郭団体合同の新規採用者や新規昇任者を対象とした階層別研修等の実施について検討する。
- (3) 業務を通じた人材の育成と組織の活性化を図るため、団体間及び府との派遣研修や人事交流について検討する。
- (4) 将来にわたって団体運営に必要とされる専門能力や経営管理能力等を養成するため、民間企業等への派遣について検討する。

3. 附 屬 機 関

<実施項目>

(8年度に実施するもの)

- ・ 大阪府商工業振興審議会は、中小企業の振興その他商工業についての重要事項の調査審議を行うために昭和43年に設置したものであるが、所期の目的を達成したことから廃止することとし、今後、必要に応じ、適切な対応を図る。
- ・ 大阪府交通安全対策審議会については、交通の安全に関する総合的な施策についての重要事項の調査審議を行うために設置しているが、大阪府交通安全対策会議の目的と類似しているため、これに統合する。

III. 行政運営体制について

1. 定数管理

<実施項目>

- 本大綱の「組織機構の改革」、「事務事業の見直し」及び「事務改善」に掲げられている実施項目等の計画的な推進を図ることにより、適正な定数管理に努める。

2. 人事・給与管理

<検討項目>

- 職員の能力と意欲に支えられた業務の推進と、本人の能力開発に資するよう、職員の能力、適性の自己評価や、将来の希望業務などについて把握する自己申告制度について検討を進める。
- 国際交流部門や政策立案部門等、高度な専門性が必要とされる行政分野におけるスタッフ職の開発や、職員の能力や適性に応じたライン職、スタッフ職への弹力的な任用など、「複線型」人事管理体制について検討を進める。
- 民間企業等における先進的な事例の調査などを踏まえ、弹力的な職務執行体制のあり方について検討を進める。
- 国における新再任用制度の検討の動向を踏まえ、再任用に適する職及びその勤務形態や適正な給与水準等について検討するとともに、現行退職勧奨のあり方について検討を進める。

- 給与制度のあり方については、調整額の調整水準の適正化など、人事院及び本府人事委員会の勧告等を踏まえ検討する。

3. 能力開発

<実施項目>

(1) 職員研修の充実

○ 階層別研修の充実

- ・ 職員の研修機会の均等化を図るとともに、組織や個々の職員の多様化したニーズに対応するため、研修メニューの選択制の拡大を図る。
- ・ 職員の自主的な参加意欲を高め、実践的な能力を高めるため、体験型、交流型、実践型研修への移行を図る。
- ・ 管理監督者研修においては、部下の能力開発に関する意識改革を進め、組織の活性化を目的とする研修の充実を図る。

○ 専門研修の充実

- ・ 國際、政策、経営、情報の4つの養成コースを設定し、それぞれのコースについて職員の能力や資質、職場のニーズに対応できるよう一定のレベルの設定を行い、研修メニューの整備・充実に努める。
- ・ 専門能力養成にかかる派遣研修については、民間企業への派遣も含め、派遣メニューの充実を図る。
- ・ 研修と人事、受講した研修と次のレベルの研修を連携させる登録活用システムとして、「新A-Aシステム」の構築を図り、研修で育てた能力の実践的活用を図る。

○ 自主研修の支援

- ・ 職員研修所の自主研修コーナーの利用促進、研修室の時間外開放及び情報提供など、職員が自主的に行う能力開発の側面的支援を図る。

(2) 職場研修の活性化

○ 職場研修の指導者となる管理監督者においては、部下の個別の研

修ニーズの把握に努めつつ職場研修計画づくりを進めるなど、職場研修を効果的、計画的に実践するための取り組みを強化する。

- 職員研修所においては、職場研修実施にあたっての指導・助言や各種情報の提供を行うなど、管理監督者層に対する支援強化を図る。

④ 人材育成

(3) 人材養成推進体制の整備・充実

- 全府的な人材養成の推進組織として設置した「大阪府人材養成企画推進委員会」等を通じ、人材養成に向けた組織風土の醸成に努める。

- 職員研修所については、新研修施設の有効活用を図りながら、研修実施機能の充実に加え、研修に関する総合調整機能、情報交流機能、調査・研究機能の拡充を図る。

4 事務改善

<実施・検討項目>

- 事務の目的を的確に達成しつつ、より迅速かつ簡便に事務処理を行うため、事務手続きや文書施行の簡素化を推進する。
- OA機器やネットワークを活用し、より正確かつ迅速な事務処理を行うため、事務のシステム化を推進する。
- 会議の運営や参加に要する労力の省力化を図るとともに、会議の有効な活用を推進するため、その運営の効率化を図る。
- 効率的事務処理の視点を踏まえつつ、処理方法や処理過程の標準化を図り、処理マニュアルとして整備する。
- 府民にわかりやすく親しみやすい文書づくりのため、官庁特有の言葉（「役所言葉」）の見直しを進める。
- 適正な事務の執行を確保しつつ、権限の明確化と決裁の迅速化を図るため、専決、代決、合議等の事務決裁のあり方について検討する。
- 事務の効率化と迅速化を図るため、本庁・出先機関間等の事務分担の見直しを行う。
- 効率的な事務処理を支援するため、府内 LAN導入等のネットワークシステムの整備を図るとともに、機能に応じたOA機器の配置や、OA化にかかる人材の育成を推進する。
- 府民サービスや事務の効率性の向上を図るため、執務スペースや文書管理等の執務環境のあり方について、引き続き検討を進める。
- 事務の実態に則した問題提起やアイデアを踏まえた事務改善への取り組みを強化するため、職員の参画システム等の推進体制の整備を図る。
- 個々の職員が効率性や生産性を意識しつつ事務処理にあたる組織風土を醸成するため、職員研修等による意識啓発を図る。

IV. 事務事業について

<実施項目>

① 廃止するもの

(8年度から廃止するもの)

・青少年団体等助成事業（財大阪府青少年活動財団への補助事業）

地域における青少年団体活動を促進するため、地域の活性化を図る事業や他のモデルとなる事業など積極的な活動・行事等を行う青少年団体等に対する財大阪府青少年活動財団の補助事業について府が助成してきたが、一定の事業効果が見られたので、廃止する。

・社会福祉施設法外援護事業

昭和35年度から施設入所者等の処遇向上を図ることを目的として支給してきたが、国の措置費の充実に伴い支給の意義が薄くなってきたため、全面的に見直し、入所者処遇の一層の向上や施設機能の地域開放等を図ることを目的とした新たな事業を創設する。

・福祉見舞金給付事業

昭和42年度の制度発足当時に比べて各種の福祉サービスの充実が図られたことにより、施策効果の薄れた福祉見舞金支給事業を見直し、障害者や高齢者などの自立と社会参加を支援する観点から、より事業効果の高い在宅福祉サービス等を新規施策も含め積極的に展開する。

・結婚相談事業（結婚あっせん委員制度・結婚相談所事業費補助金）

結婚相談事業は、所期の目的が概ね達成されたため、結婚あっせん委員制度については、平成7年度末で見直しを行う。また、結婚相談所事業費補助金については、関係機関と調整を行い、平成8年度をもって廃止する。

・産業公害（大気汚染）防止啓発事業

大気汚染の防止を図る観点から、事業者を対象とした啓発事業を行う団体に対し補助を行ってきたが、当初の目的は概ね達成されたため、府の事業としては廃止する。

・産業公害（水質汚濁）防止啓発事業

水質汚濁の防止を図る観点から、事業者を対象とした啓発事業を行う団体に対し補助を行ってきたが、当初の目的は概ね達成されたため、府の事業としては廃止する。

・看護学生等寄宿舎

公衆衛生専門学校の閉校（平成8年度末）を控え、利用者数が減少している寄宿舎を平成7年度末をもって閉寮とする。

・上海開発投資促進団受け入れ事業

府下中小企業の浦東新区をはじめとした上海市の地域開発への進出については、今後は民間が主導する事業として推進していくため、上海市の開発投資促進団の受け入れ事業は廃止する。

・アジア太平洋デザイン交流事業

アジア太平洋地域の産業・文化の発展に貢献することを目的としたデザイン交流ミッション派遣やデザイン会議を行うアジア太平洋デザイン交流事業に対する府の助成については所期の目的を達成したので廃止する。

・新作工芸品開発事業

大阪の伝統工芸品の技術・技法を用い、大阪の新たなみやげ物となる新作工芸品の開発については、平成5年度から3か年にわたり事業を実施してきたが、「衣」「食」「住」の3テーマについては開発・

試作を完了し、所期の目的を達成したので廃止する。

・大阪府海外デザイン収集品活用・保存事業

本府が収集・保存してきた海外の生活用具の活用を図るために、収集品の再整備を行い、総集展を開催することにより事業の目的を達成したので廃止する。

・商工会議所・商工会連絡会交流促進事業

商工会議所と商工会の連携の強化を図るとともに、相互交流研鑽活動等を積極的に展開するため、役職員の交流促進事業を実施してきたが、一定の事業効果が見られたため、廃止する。

・下請中小企業自立化促進カウンセリング事業

下請中小企業の自立化を促進するため、経営者に対し自ら進むべき方向を示唆するカウンセリング事業を実施してきたが、一定の事業効果が見られたため、廃止する。

・国際金融機能強化支援方策調査事業

大阪における金融機能についての情報交換等を経済界と協力して実施しているが、大阪市と共同で実施している金融機能の今後のあり方を検討する「大阪アジアの金融分野における連携方策検討会」は、所期の目的を達成したので、廃止する。

・ソフト産業振興事業（大阪府情報産業協議会（仮称）設置検討事務）

情報産業団体の組織力を強化し、もって情報産業の振興を図ることを目的に進めてきた業界の統一団体の設立検討事務については、近畿情報システム産業協議会の設立により、所期の目的を達成したので廃止する。

- ・農業協同組合経営改善促進対策事業

農協の適切な事業運営を指導するため、農協中央会が行う指導員派遣事業に対する府の助成については、農協系統独自の事業として実施することとなったので廃止する。

- ・果実高品質化推進モデル事業

高付加価値型農業の育成を図るため、実証展示の設置に要する経費の一部を助成してきたが、所期の目的を達成したので廃止する。

- ・食品産業育成事業（食品産業相談・ガイドブック作成事業）

食品産業の振興を図るため、㈳大阪府食品産業協会が実施する「食品産業相談・ガイドブック作成」事業に対する府の助成については、所期の目的を達成したので廃止する。

- ・中高年齢者職業情報提供相談事業

高齢期を迎えるようとする中高年齢者に対し、職業生活に関する各種情報の提供及び相談業務については、新設の国の機関である「大阪高齢期雇用就業支援センター」（平成6年10月設置）において、より一層の事業の充実が図られるため、府の事業としては廃止する。

- ・定年退職者再就職援助事業

定年退職予定者等に対し失業を経ることなく、円滑に再就職ができるよう援助等を行う業務については、新設の国の機関である「大阪高齢期雇用就業支援センター」（平成6年10月設置）において、より一層の事業の充実が図られるため、府の事業としては廃止する。

- ・他府県労働力受け入れ事業

府内の中小企業等が必要とする労働力を確保するため、他府県に連絡員を設置しているが、近年の労働力需給の変化に伴い、平成8年度

から段階的に連絡員を廃止する。

（3）廃止するもの

・駐車場整備計画策定調査事業

総合的かつ計画的な駐車場の整備を進める目的として市町村が実施する駐車場整備計画策定調査については、当初の目的を概ね達成したので府の助成は廃止する。

・グリーンシアドバイザーモード

地域の特色を活かした都市緑化を進めるため、市町村が策定する都市緑化計画や施設整備、啓発事業等に対し、造園・景観・草花等、多方面の専門家の助言・指導を受け事業を実施しているが、当該事業については、当初の目的は概ね達成されており、府事業は廃止する。

・フォーラム大阪開催事業

「世界の大阪・関西」にふさわしい府政展開を図り、今後の府政運営の参考とするため、知事以下府首脳と有識者等とでフォーラムを開催し意見交換を行ってきたが、一定の成果が得られたため廃止する。

（9年度から廃止するもの）

・被保護者緊急援護事業（付添看護婦等助成金）

入院中の生活保護被保護者に係る付添い看護料の助成については平成6年10月の健康保険法の改正により、患者負担による付添い看護の解消が図られたことに伴い廃止する。

・商工関係各種イベント事業

商工部が実施している各種イベントについては、事業開始から一定の期間を経過していることから、今後は技術交流、商談会等を中心とした実質的なビジネスマッチングにつながるものに再編を図る。

・関西国際空港内大阪特産品コーナー運営助成事業

大阪の伝統工芸品や地場産品の販売を通じ大阪をPRするため、関西国際空港内に特産品コーナーを設置しているが、今後は民間ノウハウ等を活用することにより、より効果的な運営を民間主導で実施することから、府の助成は平成8年度で終了する。

・「ツアーエキスポ'95」出展事業（旅の見本市）

行政主導から観光振興団体を中心とした民間主導へと移行して事業の継続を図ることにより、府の予算措置（隔年事業）は平成7年度をもって終了する。

・種苗養成事業（育種母樹林管理業務）

種苗養成事業のうち、育種母樹林の枝払い作業については、平成8年度には所期の目的が概ね達成できる見込みであるので事業を廃止する。

(その他——廃止時期未定のもの又は10年度以降廃止するもの)

・女性問題地域フォーラム事業

女性問題に対する府民意識の向上と市町村の女性施策を推進するため、昭和57年度から府下7か所で市町村と共に開催してきた。平成6年度からは、市町村における女性施策の取り組み状況の進展等に伴い2か所に縮少したが、将来的には、府下全市町村の取り組みを一層促進し、廃止する。

・環境づくり推進事業

本事業は、地域の公衆衛生の向上を図る目的から、本府衛生行政の向上に協力しているボランティア団体に対する委託事業であるが、一定の成果が得られたことから、今後は、新たな課題に対する効果的な

事業として展開していく。

・中小企業団地開発促進事業

中小企業の工場集団化を促進するため、大阪府産業基盤整備協会の団地造成に対し助成を行ってきたが、平成10年度以降、協会の独自事業として展開を図る。

・エイジレス社会に向けたデザインモデル開発研究事業

産業界におけるエイジレス商品の開発促進と研究者の育成を支援するため、平成7年度から3カ年にわたり、産業デザイン研究センターと産業界等とが共同で商品のデザインモデルの試験的開発研究を行っているが、平成9年度中に所期の目的を概ね達成できることから、当該事業を廃止する。、

・大阪府卸商業名鑑作成事業

本名鑑には、府下約150の卸売業団体、約15,000の企業に関する各種データが記載されており、全国流通業界に対する大阪卸売業のPRや商工業者の新規市場開拓等のため3年毎に作成しているが、平成10年度以降は民間事業に移行する。

・農住組合推進事業（農住組合推進委託費）

大阪府農業協同組合中央会に委託している市街化区域内農地等における農住組合設立促進のための地区の掘り起こし調査業務については、平成9年度には当初の目的を概ね達成できる見込みであるので、事業を廃止する。

② 事業の縮少を図るもの
(8年度から縮少するもの)

・ノーマイカーデー顕彰事業

ノーマイカーデー運動をはじめ、車社会対策に関する府民の協力意欲の高揚と意識啓発を一層効果的に行うため、車社会対策に関するシンボル性を兼ね備えた施策への展開を図る。

・「統計の日」関連事業

統計調査について、できるだけ多くの府民に关心と理解を持ってもらい協力を得るため普及・啓発活動を行うとともに、時代に即した施策の実施に努める。

・統計調査員研修事業

市町村統計調査員の研修事業に対し補助金を交付してきたが、平成8年度から町村に対する補助を廃止し、本府が実施している直轄登録調査員研修会に町村の登録調査員を参加させることにより引き続き調査員の資質向上を図っていく。

・季節大気汚染対策事業（スポットCM等の放映）

窒素酸化物排出量の抑制を目的として、12月の「大気汚染防止推進月間」において、一般府民への啓発を図るために、大型映像システムによるスポットCM等の放映を行ってきたが、事業開始後5年以上経過したことから新たな啓発手法を検討する。

・中国企業経営・管理専門家交流事業

上海市（3名）、江蘇省（2名）の研修生を同時に1ヵ月間受入れ研修を実施してきたが、事業効果をより高めるため、今後は研修方法・受入期間等を見直すとともに、平成8年度に予定している府からの派

遣についてもその人数を見直す。

・林業振興助成事業（森林組合事業促進貸付金）

府森林組合連合会の事業を推進するための貸付金のうち、府信用農業協同組合連合会に預託する資金については、低金利のため廃止する。

・中小企業福利厚生施設等改善融資促進事業

中小企業の事業主が従業員のために福利厚生施設等を新設・改善するときに必要な資金を融資しているが、雇用促進事業団などの他の機関に中小企業主向けの類似の融資制度があることから、平成8年度からの新規の融資を廃止する。

・教職員住宅管理事業（独身寮の統合）

府立学校教職員の福利厚生のため設置している独身寮については、近年、入居率が低下しているため、男子寮3寮を2寮に統合する。

・職員時報発行事業（社内報的な冊子）

毎月発行していたものを2カ月に1回の発行とする。

(9年度から縮少するもの)

・国民健康保険事業

国民健康保険事業の健全な運営を図ることを目的として、各保険者に対し助成を行っている国民健康保険事業補助金については、収納率向上等にかかる特別助成分が平成8年度までの时限で措置されたことに鑑み、平成9年度において事業縮少の方向で見直しを行う。

・外国人研修生共同受け入れ事業

中小企業等協同組合法等に基づき組合がアジア太平洋地域から外国

人研修生を受入れる場合に助成を行っているが、今後国等の支援制度の状況を勘案し、事業の見直しを実施する。

(その他——縮少時期未定のもの又は10年度以降縮少するもの)

・ハイテク花工場運営事業

花の生産者向け研修施設として、農林技術センターに整備したハイテク花工場において育成している配付用ポット苗については、「なみはや国体」開催後、事業縮少の方向で見直しを行う。

③ 事業の吸収・統合など事務処理方法の改善を図るもの

(8年度から実施するもの)

・自動車税新電算システム事業（自動車税関係事務の端末機操作によるオンライン化）

コンピューターの能力を最大限に活用した新システムの導入により、事務処理の効率化、省力化を図るとともに、車検用納税証明書の即時交付、還付期間の大幅な短縮など府民サービスのより一層の向上を図る。

・私立幼稚園と家庭との連携事業

各私立幼稚園が実施する家庭との連携事業に対する府の助成は、一定の誘導効果を達成したことから、幼稚園に期待されている「地域の幼児教育センター」としての機能を図る制度に見直す。

・優良品種・情報交換事業

上海市及び江蘇省と農林技術センターとの間で、農業技術の向上を図るため、野菜等優良品種や文献等の交換を行ってきたが、今後は、人的交流事業（研修生受入、技術者派遣）を通じて対応していく。

・大阪府みどりの基金設置運営事業（民間施設緑化推進事業）

公開性・公益性のある民間施設の接道部緑化への助成については、その事業規模により定額補助をしてきたが、負担割合の公平性を確保するため、定率補助に変更する。

・オアシス構想推進事業（オアシス・クリーンアップ・キャンペーン）

府民がため池に親しむ環境作りのためのキャンペーンは、一定の成果が得られたため、今後、府ため池総合整備推進協議会において実施する。

・ふるさと農道緊急整備事業

ふるさと農道は、金剛広域農道と泉州基幹農道を接続する農道であることから、その整備にあたっては、泉州基幹農道の整備との整合を図りながら事業を進める。

・職域労働福祉事業

中小零細企業集団が労働者の福祉の向上を目的に、講習会・文化教養活動等を行う職域労働福祉推進事業に対する府の助成については、同一の趣旨・目的で実施している中小企業集団労務改善事業と統合する。

・民間駐車場整備促進事業

民間駐車場の整備促進を行うため、市町村が実施する民間駐車場の建設に要した借入金に対する利子補給事業にかかる府の助成については、金利実態に則した利子補給制度への改善を図る。

・公園施設の案内、利用抽選事務（スポーツ施設案内予約システム）

府営公園や市町村のスポーツ施設が手軽に利用できるよう、電話の自動応答やパソコン通信などを用いて申込みを行えるよう事務処理方

法の改善を図る。

・府営住宅景観改善事業

既存の府営住宅について、建物の美観向上、緑化推進、ゆとり空間の創出等を進め地域の景観向上に寄与する本事業については、事業内容の精査を行うとともに、事業の延期など事務処理方法の改善を図る。

(9年度から実施するもの)

・保健所運営事業

保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする衛生行政の第一線機関として、公衆衛生全般にわたる幅広い衛生活動を展開しているが、このたびの地域保健法の施行に伴い、事務処理の改善を図り、より一層経費の節減に努める。

・妊婦・乳児一般（後期）健康診査委託事業

健康の保持増進と疾病の予防や早期発見を図るために、全妊婦・乳児を対象に各1回、また、乳児後期に1回の健康診査を医療機関に委託して行っているが、母子保健法の改正に伴い市町村に移譲する。

・乳幼児健診保健指導事業（療育相談を除く）

乳幼児における疾病の早期発見を図るために、保健所において4ヶ月・3歳児健康診査や保健指導などをを行い、必要により精密検査を医療機関に委託しているが、母子保健法の改正に伴い市町村に移譲する。

・母性保護対策事業（優性保護相談を除く）

妊娠婦等母性の健康の保持増進と疾病の予防を図るために、保健所において妊婦教室（両親教室）や保健指導などを行っているが、母子保健法の改正に伴い市町村へ移譲する。

・自転車駐車場整備事業

駅周辺での無秩序な自転車の放置を解消するため、市町村が建設する一定規模以上の自転車駐車場に対し府補助金の交付を行っているが、今後は、~~助~~自転車駐車場整備センターや~~助~~自転車普及協会等の補助制度等を活用し、事業の推進を図る。

(その他実施時期未定のもの又は10年度以降実施するもの)

・府営印刷業務

O A 化の進展、印刷需要の多様化及び複雑化の状況に鑑み、軽印刷部門における生産性の向上など、府営印刷業務の効率化を図る。

・府用自動車

交通網の充実等の状況を踏まえ、府用自動車の効率的な運用に向け、その配置のあり方について検討する。

・公共施設の維持管理業務

公共施設の維持管理業務のあり方について、効率性、府民サービスの向上等の観点から検討を行う。

・環太平洋地域青年交流事業

~~助~~大阪府青少年活動財団が行う環太平洋地域諸国との相互交流事業に対して補助を行っているが、事業内容を精査するなど経費の効率的活用に努めるとともに、A P E C 参加国・地域を基本とした相互交流の展開を図る。

・小規模事業指導事業

商工会議所、商工会に対し、経営指導員の事業費等に要する経費を補助しているが、急激に変化する産業構造に対し、小規模企業のニ

ズに応じた事業展開を実施するため内容の改善を図る。

・デザイン振興事業

現在府内には、府立産業デザイン研究センター、助大阪デザインセンター、助国際デザイン交流協会の3つのデザイン振興機関、団体が存在し、産業デザイン研究センターにおける事業のほか、各財團法人に対する補助、委託等を行っているが、これらの機関、団体の各種事業については、デザインを取り巻く環境の変化等を踏まえて再編成を行い、より効率的、効果的なデザイン振興施策の展開を図っていく。

・各種スポーツ大会開催事業（府民スポーツレクレーションフェスティバル・府民体育大会・大阪府総合体育大会の統合等）

体育・スポーツ及びレクレーションの普及振興とスポーツ技術の向上を図るため、各種体育大会を開催しているが、大会の効率的な運営を行うため、類似の大会について統合することを検討する。

・視聴覚教育振興事業（視聴覚ライブラリーの統合）

文化情報センター及び各教育事務所（地区ライブラリー）で実施している視聴覚ライブラリーを統合する。

・警察本部及び警察署等の庁舎清掃業務

施設管理員により行われている庁舎の清掃については、職員の退職年次に合わせて可能な限り民間業者への委託を進める。

・警察本部及び警察署等の保安業務

来庁者の案内、車両の整理誘導、庁舎内外における不審物件の発見等の業務に従事する保安員については、職員の退職年次に合わせて非常勤職員への切り替えを進める。

5. 府有財産（土地・建物）の有効活用について

<実施項目>

- (1) 府有財産の効果的・効率的活用を推進する。
 - ① 施設の新設や建替えにあたっては、合築や高層化等を推進する。
 - ② 府有施設附帯駐車場の休日開放を推進する。
 - ③ 現有施設の低利用部分についても積極的な活用に努める。
 - ④ 財産活用の前提となる土地の境界確定等、財産の適正管理を強化・徹底する。
 - ⑤ 担当職員のプロフェッショナル化等資質の向上を図るため、財産管理に関する研修等を充実する。

<市町村連携事業>

- (2) 施設整備等の全庁的・総合的取り組みを強化する。
 - ① 公有財産活用検討委員会を活用するなど、施設整備の構想・計画等を一元的に把握し調整する。
 - ② 用途廃止予定の建物など、公有財産活用検討委員会における検討対象物件を拡大する。
 - ③ 会計の異なる部局間においても、財産に関する情報交換等をより一層、緊密に行う。
 - ④ 土地の境界確定等については、管財課等の支援により、一層推進する。

<特集>

- (3) 売払い等をより一層推進する。
 - ① 廃川・廃道や施設跡地等のうち、単独利用困難なものについては、積極的に売払いを推進する。
 - ② 財産の使用料や貸付料については、地価水準等を的確に反映できる方策を検討し、一層の適正化を図る。
 - ③ 市町村等に対する使用料や貸付料の公共減額については、より一層、その必要性等を精査・検証する。

V. 信頼される府政づくり

1. 行政手続の公正さ、透明性の確保と府民の負担軽減

<実施項目>

① 許可等の基準、要件等の緩和を行うもの

[7年度]

- ・大阪府の環境影響評価制度については、市町村や国の同制度と手続が二重とならないように調整を行う。（実施済）
- ・道路占用許可申請に係る事前協議については、申請者が求めの場合以外は不要とする。（実施済）
- ・発疹チフス注意患者、コレラ注意患者の届出を廃止する。

[8年度]

- ・臨床検査技師法で規制される「衛生検査所」を微生物検査取締条例の許可対象から除外する。
- ・港湾施設の使用許可においては、保証人を不要とする。

[9年度]

- ・公有土地水面の使用許可においては、保証人を不要とする。

[実施時期未定]

- ・微生物検査施設の許可基準を緩和する。
- ・伝染病予防法上の施設の増改築の認可基準及び構造基準を改正する。

② 許可等の有効期間を延長するもの

[7年度]

- ・食品関係営業の許可期間の下限を2年から4年にする。（実施済）
- ・特設水道の業務従事者等の健康診断の受診義務を3か月ごとから6か月ごとにする。（実施済）

〔8年度〕

- ・道路の一般占用物件の占用期間の上限を3年から5年に延長する。

〔9年度〕

- ・河川の占用許可の期間の上限を5年以内から10年以内にする。
- ・防潮堤保護条例に基づく行為の許可期間の上限を5年以内から10年以内にする。

③ 提出書類の簡素化するもの

- 申請書等の見直し

〔7年度〕

- ・食品関係営業の許可申請について同一の申請者からの複数の申請を1枚の申請書で手続ができるようにする。（実施済）

- 副本等の見直し

〔7年度から順次〕

- ・申請書等の副本の提出を廃止する。

・食品関係営業の許可申請など28種類の申請書や届出書等

・申請書等の副本を写じとする。

・恩給法に基づく傷病恩給請求書など 386種類の申請書や届出書等

〔7年度〕

- ・河川の占用許可申請書の提出部数について、必要数を見直す。

○ 添付書類の見直し

〔7年度〕

- ・河川の占用許可について、更新許可の申請の添付書類について
は、変更がない場合は、図面等の書類を省略する。〔実施済〕

- ・道路の占用許可について、継続許可の申請において変更がない場合は添付書類を省略する。〔実施済〕
- ・宅地造成に関する工事許可について、事前協議、許可申請、完了検査における添付書類のうち変更がないものについては、後の手続における添付を省略する。
- ・急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可申請において、隣接地の土地登記簿謄本を不要とする。
- ・急傾斜地崩壊危険区域内の行為の変更許可申請における添付書類を変更に係るもののみとする。

〔7年度から順次〕

- ・添付書類を写しでよいとする。
砂防指定地内行為許可申請における土地登記簿謄本など62種類の事務の添付書類

〔8年度〕

- ・ふぐ販売営業の許可の添付書類の一部について、添付を廃止し申請時に提示を求ることとする。
- ・市街化調整区域の大規模開発の指導調整において、市の意見書等の内容を簡素化する。
- ・液化石油ガス関係許可と高圧ガス関係許可を同時に申請する場合において、重複する書類は兼用する。

〔9年度〕

- ・防潮堤の行為許可の申請における添付書類中「費用明細書」を削除する。
- ・公有土地水面の使用の継続許可申請における提出資料を最小限とする。

④ 府民からの提出書類の押印を廃止するもの

[7年度]

・公の施設等施設の利用申込書の押印を廃止する。

・府営住宅の入居申込書など53種類

[7年度から順次]

・府と継続的な関係にある府民からの報告書などの押印を廃止する。

・中央卸売市場における売上報告書など 115種類

・他の方法で確認ができるもの、後日紛争の恐れがない事実の報告など軽易な文書の押印を廃止する。

・宅地建物取引業者名簿等閲覧申込書など70種類

[8年度]

・府の施設における試験・検査の申込書の押印を廃止する。

・農林技術センターでの試験依頼書など 8種類

・受験・受講申込書の押印を廃止する。

・府職員採用申込書など24種類

⑤ 郵送等による受付、交付を行うもの

[7年度から順次]

・郵送やファクシミリによる受付を可能とする。

・狂犬病予防法に基づく犬死亡届出書など57種類の申請書や

・届出書等

・郵送等による交付を可能とする。

・林業種苗生産事業者講習終了証明書など20種類の許可証等

⑥ 出先機関の長等へ権限を委譲するもの

〔7年度〕

- ・道路占用許可において、地下埋設物件に係る土木事務所長の許可についての知事の承認を不要とする。（実施済）
- ・急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可、届出の受理の権限を土木事務所長に委任する。

⑦ 目的達成による条例等の廃止を行うもの

〔7年度〕

（条例の廃止）

- ・条例等に基づく許可等の有効期間を延長する等の措置を定めた阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する条例は、延長した期間等が経過したため廃止する。

（規則等の廃止）

- ・大阪府日雇労働者就職支度金貸付規則
- ・大阪府失業対策事業運営管理規則
- ・自作農創設維持奨励補助金交付規程
- ・農業災害補償法に基づく水稻及び麦の危険階級の別等
- ・大阪府農山漁村建設総合対策費補助金交付規程
- ・大阪府小団地開発整備事業費補助金交付規程
- ・大阪府農業協同組合再建対策費補助金交付規程
- ・民生委員の定数および民生委員協議会を組織すべき区域

〔10年度以降〕

（規則等の廃止）

- ・大阪府古文化記念物等保存顕彰規則

〔実施時期未定〕

（規則等の廃止）

- ・大阪府統計事務効績者表彰規程

2. 行政の情報化について

<実施検討項目>

① 業務のシステム化の推進とそれに伴う情報の電子化の推進

○ 予算の要求書作成から予算書の作成までの事務をトータルに支援する「予算編成支援システム」の構築を図る。

○ 共通端末機から直接所管財産情報の更新ができるように「財産管理システム」の拡充を図る。

○ 効率的な資金管理を行うため、事前に収入額・支出額を正確に把握し、将来予想を可能とする「資金管理システム」の構築を図る。

○ 府議会会議録を共通端末機から任意のキーワードにより検索できる「府議会会議録検索システム」の構築を図る。

○ 共通端末機から各種の統計データを検索、活用できる統計情報の提供システムの構築を図る。

○ 国等の企画する全国的なデータベース整備の進捗と調整を図りながら、地図データベースの構築を検討する。

○ 収集された情報を加工、分析して資料作成や意思決定に活用する政策決定支援システムの整備について検討を進める。

○ 共通端末機搭載のアプリケーションソフトを利用した職員自らによる業務のシステム化を推進する。

○ インターネットなどの情報通信ネットワークを活用した国内外情報の入手と業務への利活用について検討する。

○ OA機器や電子メールを活用した部内・課內行事予定表や資料等の共同作成業務の電子化を図る。

○ 連絡・調整業務の効率化を図るため、電子掲示板、電子会議等の導入について検討を進める。

② 情報の広範な共有と円滑な流通を可能とする機器及びネットワークなどの共通基盤の整備・拡充

- 本庁各課に配置した共通端末機を基本として、職員が共通的に利用できるOA機器の整備をさらに進める。
- 各課内LANの整備等による庁内LANの拡充を進めるとともに、本庁LANと出先機関LANとの接続を促進するなど、全府的ネットワークの構築を図る。
- 職員一人ひとりが、情報資源を活用した業務処理を行えるよう、既存のOA研修をより一層充実するとともに、平成8年度からは、新たに新規採用職員を対象としたOA研修を実施する。
- 業務のシステム化の企画調整及び具体化をリードする情報化推進リーダーを育成する。
- 現在進められている国、市町村等の情報化の進捗と調整を図りながら、国、府、市町村等が共同して活用できる情報流通インフラの整備について検討を行う。

③ 電子化された情報を活用した事務運営プロセスの効率化

- 台帳・名簿管理業務等における登録・検索・証明書発行等のよくな一連の事務処理のトータルなシステム化による効率化を図る。
- 白書・報告書作成等、複数の課にわたる調査集約・編集業務等の電子メール等を活用したシステム化について検討を進める。
- 電子メールを活用した軽易な文書の施行を実施する。

④ 電子化された情報を活用した行政情報提供の高度化

- マルチメディアで双方向の交流が可能な世界最大のネットワークであるインターネットを活用し、大阪情報の世界に向けた発信を図るため、府のホームページの整備、拡充に努める。
- O-NET24(パソコン通信による行政情報提供サービス)については、新府立図書館と接続し、蔵書情報を提供するなど、分野別に整備されたデータベースとの連携により提供内容を拡充する。また、府民向けに迅速かつ的確でより分かりやすい内容となるよう、メニューの体系化、総合化を図る。
- インターネットやパソコン通信などの電子的なネットワークの普及に対応して、平成3年7月に策定した「行政情報提供システムのガイドライン」を改定し、電子メディアを利用した総合的な行政情報提供のための指針を策定する。
- 電話の自動応答やパソコン通信などを用いて、家庭からいつでも府と市町村等のスポーツ施設の空き案内や利用の申込みができる「スポーツ施設情報システム」を、市町村と共同で整備する。
- 「スポーツ施設情報システム」とO-NET24の相互接続をはじめ、府、市町村等が連携して総合的に情報サービスを提供する情報ネットワークの整備について、調査検討を進める。

⑤ 電子化された情報を活用した行政サービス提供の効率化・高度化

- 申請、届出等手続き事務の電子化による行政サービスの地域格差や時間的制約の解消など府民負担の軽減については、行政情報提供での実例も参考にしつつ、事務の現状、府民ニーズ、法令の制約等の課題の把握・分析など、調査・検討を進める。

